

「生涯学習・スポーツリーダーバンク」運営要領

1 目的

この要領は、生涯学習分野及びスポーツ分野の技術を有する人材が、「生涯学習・スポーツリーダーバンク」に登録し、その情報を公開することにより、各種団体・サークルや、学習グループ等の活動を支援し、もって市民の生涯学習及びスポーツ活動の発展と充実、並びに地域コミュニティの形成を図ることを目的とする。

2 登録基準

「生涯学習・スポーツリーダーバンク」に登録できる者は、この要領の目的に賛同し、かつ、市内に居住又は勤務する満18歳以上の者で、次のとおりとする。

(1) 生涯学習分野、スポーツ分野共通

- ① 経験・知識・技術等を生かし、講義や実技を通して積極的に指導・支援できる者
- ② 政治、宗教、営利活動を目的としない者
- ③ その他、各区分にて専門的知識を有し、市長が適任と認める者

(2) スポーツ分野

安全に指導するため、2(1)に定める事項に加え、次の資格のいずれかを有する者とする。

- ① 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格
- ② 日本レクリエーション協会指導者資格
- ③ その他、スポーツ、レクリエーション関係の協会、連盟等の指導者資格

3 登録指導区分

「生涯学習・スポーツリーダーバンク」に登録できる指導分野の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習分野 教育関係、教養・文化、生活・趣味、その他
- (2) スポーツ分野 スポーツ・レクリエーション、その他

4 登録手順

- (1) 登録を希望する者は、「生涯学習・スポーツリーダーバンク登録申請書（様式第1号）」を市長に提出する。
- (2) 市長は、前号の申請書を受けたときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは「生涯学習・スポーツリーダーバンク」へ登録する。
- (3) 市長は、前号の審査において登録を決定した場合は、申請者に「生涯学習スポーツリーダー登録証（様式第2号）」を交付するとともに、名簿に記載する。

5 登録期間

登録の期間は、令和2年度を初年度とした3年ごとの期間とする。

登録期間中に、新規登録した者も、登録期間の終期は同じとする。

6 登録の変更等

4(2)の定めにより登録された者（以下、「リーダー」という。）は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

7 登録の取消し

市長は、リーダーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) リーダーとして不適切と認められる行為があったとき。
- (2) 登録基準を満たさなくなったとき。
- (3) 活動を継続できない事情が生じたとき。

8 生涯学習・スポーツリーダーバンク情報の提供

生涯学習・スポーツリーダーバンクの情報については、市ホームページ等による公開、関係機関等へ情報提供するなど、市民に広く周知するものとする。

9 生涯学習・スポーツリーダーバンクの活用手順

- (1) リーダーから指導を受けようとする市民等（以下、「依頼者」という。）は、登録者と内容や条件などを直接調整することとする。
- (2) リーダーに対する謝金及び交通費等は、依頼者が負担する。なお、スポーツ分野は必要に応じて、スポーツ傷害保険等に加入することが望ましい。
- (3) リーダーは、事業終了後10日以内に「生涯学習・スポーツリーダーバンク活動報告書（様式第3号）」を市長へ提出するものとする。
- (4) 依頼者は、主催者及び代表者を明確にし、参加者の事故等について責任をもって処理することとする。

10 運営に関する事務

生涯学習・スポーツリーダーバンクの運営に関する事務は、奥州市協働まちづくり部生涯学習スポーツ課で行う。